

エコ・パワー株式会社「(仮称)阿武隈南部風力発電事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成31年3月27日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)阿武隈南部風力発電事業環境影響評価準備書」について、エコ・パワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県いわき市、双葉郡広野町及び檜葉町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 146, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年 7月 5日
意見の概要等受理	平成30年 9月21日
福島県知事意見受理	平成31年 1月17日
環境大臣意見受理	平成31年 3月15日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 3月27日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 追加の調査等について

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は複数のクマタカのペアの生息が確認されていることから、本事業の実施に伴い風力発電設備への衝突や移動経路の阻害による鳥類への影響が懸念されるが、適切な調査が行われたとは判断できないことから、2. 各論(2)のとおり鳥類の調査等を行うこと。

(2) 事後調査について

- ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程及びその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。
- ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(3) 累積的な影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による2件の風力発電事業の環境影響評価手続が進められているため、本事業では、そのうち1件の事業との累積的な影響を考慮した環境影響評価を実施している。一方で、もう1件の事業については計画の熟度が低いこと等から、累積的な影響が考慮されていない。このため、引き続き、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 土地の改変に対する環境影響

本事業の工事計画は、比較的大きな改変面積を伴うものであり、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設による比較的大きな改変が行われる箇所があることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の流出による水環境及び生態系等への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置並びに輸送経路及び工事用・管理用道路の計画を適切に見直し、擁壁等の構造物の活用等を図ることで、切土量及び盛土量を可能な

限り少量化し、土地の改変を可能な限り抑制すること。

(2) 鳥類に対する影響

本事業の対象事業実施区域の周辺では、複数のクマタカの生息が確認されている事から、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の影響が懸念される。

一方で、猛禽類の調査において風力発電設備設置予定の尾根上の視野が十分確保されていないことから、区域におけるクマタカの飛翔状況を十分把握できていないおそれがある。このため、風力発電設備設置予定箇所周辺における猛禽類の飛翔が十分確認できる調査定点を再設定した上で評価書の作成までに少なくとも1営巣期以上の猛禽類調査を実施すること。ただし、調査定点の再設定による視野の確保が難しい場合については、視野が十分確保されていない範囲について、植生や地形から飛翔頻度を推定する等、予測及び評価の手法を見直すこと。

また、その結果、事業実施想定区域及びその周辺での営巣地の確認等のクマタカへの重大な影響が懸念された場合には、専門家等からの助言を踏まえて、繁殖期の工事の回避等の環境保全措置を講ずること。

さらに、本事業の実施による影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装又はシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置及び稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 景観に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、夏井川溪谷県立自然公園の第3種特別地域が存在しており、二ツ箭山が主要な眺望点として存在することから、この眺望景観に対する重大な影響が懸念される。しかしながら、本準備書においては、影響の予測の為のフォトモンタージュの示し方が十分でない。このため、評価書の作成までに、特に景観への影響が懸念される眺望点については、適切なフォトモンタージュ写真を作成し、その結果を踏まえて、風力発電設備の配置・基数等を更に検討すること。

(4) 発生土等

本準備書によれば、本事業の実施に伴う発生土や伐採木等の廃棄物(以下「発生土等」という。)は、本事業等の中で再利用し、残土については対象事業実施区域内から搬出しないこと、廃棄物については再利用が困難な場合は適正に処理することとする計画となっている。しかし、全ての発生土等の再利用等を完了するまでには、比較的長期

間を要する可能性があること等から、以下の措置を講ずること。

ア. 発生抑制の徹底

工事規模や工法の工夫等により、発生土等の発生量を可能な限り抑制すること。

イ. 仮置場の選定

発生土等を一時的に仮置きする仮置場の設置場所については、土砂流出等があった場合に近傍河川等に影響を与えるおそれがある場所等を回避すること。

ウ. 発生土等の運搬

発生土等を仮置場等へ運搬する場合には、飛散・流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に運搬すること。

エ. 仮置場の管理

発生土等の管理について、濁水の発生防止や土砂の流出防止その他周辺環境に影響を及ぼさないよう、仮置場ごとに管理計画を作成した上で、適切に管理すること。

オ. 廃棄物の処分

全ての廃棄物の再利用が実現せず、一部を廃棄物として処分する場合には、それらの放射性物質濃度を調査するとともに、関係機関と調整した上で、適切な方法で、搬出、運搬及び処分等を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。